

診療用エックス線装置設置届

年 月 日

静岡県知事 氏 名
静岡県 保健所長 様

住 所
管理者
氏 名

次のとおり診療用エックス線装置を設置したので、医療法第 15 条第 3 項の規定により届け出ます。

病院又は診療所の名称及び所在地			
エックス線装置		製作者名	型式 台数
エックス線高電圧発生装置の定格出力	連続時間 短時放 蓄式	kV mA	秒
		kV mA	
エックス線管の容器及び照射筒の利用線錐以外のエックス線量	定格管電圧 50kV 以下の治療用エックス線装置	接触可能表面から 5cm の距離において空気カーマ率 1.0mGy/時	以下・超
	定格管電圧 50kV 超の治療用エックス線装置	焦点から 1m の距離において空気カーマ率 10mGy/時	以下・超
付加ろ過板	定格管電圧 125kV 以下の口内法撮影用エックス線装置	接触可能表面から 5cm の距離において空気カーマ率 300mGy/時	以下・超
	上記以外のエックス線装置	焦点から 1m の距離において空気カーマ率 0.25mGy/時	以下・超
付加ろ過板	コンデンサ式エックス線高電圧装置	焦点から 1m の距離において空気カーマ率 1.0mGy/時	以下・超
	定格管電圧 70kV 以下の口内法撮影用エックス線装置	接触可能表面から 5cm の距離において空気カーマ率 20mGy/時	以下・超
	定格管電圧 50kV 以下の乳腺撮影用エックス線装置	アルミニウム当量 1.5mm	以上・未満
付加ろ過板	モリブデン当量 0.03mm	アルミニウム当量 0.5mm	以上・未満
		モリブデン当量 0.03mm	以上・未満

<p>エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要</p>	<p>輸血用血液照射エックス線装置、治療用エックス線装置及び上記以外のエックス線装置</p>	<p>アルミニウム当量 2.5mm</p>	<p>以上・未満</p>	
	<p>透視用エックス線装置</p>	<p>透視中の患者への入射線量率</p>	<p>患者の入射面の利用線錐^{すい}の中心における空気カーマ率 50 mGy/分 (高線量率透視制御装置があるものは空気カーマ率 125mGy/分)</p>	<p>以下・超</p>
		<p>警告音を発する機能付きの透視時間積算タイマー</p>	<p>有 ・ 無</p>	
		<p>焦点皮膚間隔離装置又は照射防止インターロック</p>	<p>有 ・ 無</p>	
		<p>エックス線照射野の絞り装置</p>	<p>有 ・ 無</p>	
		<p>蛍光板等の受像器の通過エックス線</p>	<p>接触可能表面から10cmの距離において空気カーマ率150 μ Gy/時</p>	<p>以下・超</p>
		<p>最大照射野を 3.0cm 超える部分の通過エックス線</p>	<p>接触可能表面から10cmの距離において空気カーマ率150 μ Gy/時</p>	<p>以下・超</p>
		<p>被照射体周囲のエックス線遮へい装置</p>	<p>有 ・ 無</p>	
	<p>撮影用エックス線装置 (胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。)</p>	<p>エックス線照射野の絞り装置</p>	<p>有 ・ 無</p>	
		<p>定格管電圧 70kV 以下の口内法撮影用エックス線装置</p>	<p>焦点皮膚間距離 15cm</p>	<p>以上・未満</p>
		<p>定格管電圧 70kV 超の口内法撮影用エックス線装置</p>	<p>焦点皮膚間距離 20cm</p>	<p>以上・未満</p>
		<p>歯科用パノラマ断層撮影装置</p>	<p>焦点皮膚間距離 15cm</p>	<p>以上・未満</p>
		<p>移動型及び携帯型エックス線装置</p>	<p>焦点皮膚間距離 20cm</p>	<p>以上・未満</p>
		<p>上記以外のエックス線装置</p>	<p>焦点皮膚間距離 45cm</p>	<p>以上・未満</p>
<p>移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置</p>		<p>焦点及び患者から2m以上離れた位置において操作できる構造</p>	<p>有・無</p>	

	胸部集検用 間接撮影 エックス線 装置	角錐型照射機能及びエ ックス線照射野の絞り装置	有 ・ 無	
		受像器の一次防護遮へい 体	接触可能表面から10cmの距離 において1ばく射につき空気 カーマ1.0 μ Gy	以下・超
		被照射体周囲の箱状遮へ い物	有 ・ 無	以下・超 (理由)
		遮へい物から10cmの距離にお いて1ばく射につき空気カーマ 1.0 μ Gy		
治療用エッ クス線装置 (近接照射 治療装置を 除く。)	ろ過板が引き抜かれたと きのエックス線発生を遮 断するインターロック	有 ・ 無		
エックス 線診療室 のエッ クス線障害 の防止に 関する構 造設備の 概要	天井、床及び周囲の画壁の遮へい措置		有 ・ 無 (理由)	
	操作室（場所）と診療室の区別		有 ・ 無 (理由)	
	診 療 室 の 標 識		有 ・ 無	
	使 用 中 の 表 示		有 ・ 無	
エックス 線診療室 のエッ クス線障害 の防止に 関する予 防措置の 概要	注 意 事 項 の 掲 示		有 ・ 無	
	管 理 区 域 の 設 定		有 ・ 無	
	管 理 区 域 の 標 識		有 ・ 無	
	管 理 区 域 内 の 立 入 り の 制 限 措 置		有 ・ 無	
	敷地内居住区域及び敷地の境界における線量を限度以下とする措置		有 ・ 無	
	入 院 患 者 の 被 ば く 防 止 措 置		有 ・ 無	
	放 射 線 診 療 従 事 者 等 の 被 ば く 防 止 措 置		有 ・ 無	
放 射 線 診 療 従 事 者 等 の 被 ば く 線 量 測 定 器		有 ・ 無 (理由)		

エックス線診療に従事する者の氏名等	氏 名	免 許 番 号	医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の別	エックス線診療に関する経歴
設 置 年 月 日			年 月 日	

(注) エックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。